

武蔵村山市例規システム等利用に係る仕様書

1 目的

例規の制定改廃等に係る事務の効率化、法令改廃情報の迅速な把握等を目的として、事業者が提供する例規システム等（以下「システム」という。）に関して必要な事項を定めるものである。

2 業務内容

武蔵村山市例規集に登載されている例規及び法令並びに判例等をデータベース化し、システム上で閲覧等できる機能や例規の制定、審査等に当たり、その補助となる機能を備えたシステムを提供し、利用させるものである。

3 履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4 履行場所

東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1

5 システムの構築

(1) 基本仕様

ア LGWAN-A S P方式によりサービスを提供できる構成とすること。

イ データセンターにおけるネットワークについて、適正なポリシーの下、運用を行うこと。

また、サーバへの不正アクセスや不正なパケット等に対し、適切な防御措置（ファイアーウォール等）を構ずることにより、健全なネットワーク環境を維持できること。

ウ 庁内LGWANに接続している全てのパソコン端末で、例規データの検索及び閲覧並びに例規起案及び審査を利用できる環境を実現するため、特別なソフトウェアをインストールすることなく使用可能なシステムとすること。

(2) 例規集データの移行等

ア 移行作業等の工程を提案書に記載すること。その際、稼働日（令和8年4月1日）までに仮稼働期間を設けること。なお、仮稼働において発生する費用については当市にシステムを提供し、利用させる事業者（以下「提供者」という。）の負担とする。

イ システムの導入に際しては、当市の業務に支障のないように行うものとし、当市所有の施設に損害を与えないこと。

(3) データベース化の対象

武蔵村山市例規集をデータベース化した時点（平成23年4月）以降の例規を対象とし、閲覧できるようにすること。また、令和8年4月以降に当市から提供する例規データを適宜更新

し、閲覧できるようにすること（年間約200件）。

(4) 資料提供

当市からHTMLデータ等を提供するものとする。ただし、データの利用については、例規の文字情報（別表、様式、図等を含む。）の利用に限る。

(5) 動作環境

ア システム運用サーバ機

- (ア) グローバルIPアドレス又はID・パスワードの入力等によるアクセス制限により、関係機関以外のアクセスを制限する。
- (イ) システム運用に支障がない十分な性能を有する構成とする。
- (ウ) ファイアウォール機能及びウイルスチェック機能にて、サーバ機の安全性を確保するとともにシステムに必要な最新パッチ情報を適用する。
- (エ) データバックアップを毎日実施し、万が一システム障害が発生し、データ消失した場合においても当該データを復旧可能な体制を構築する。
- (オ) サーバ等を設置する施設は、次に掲げる要件を全て満たし、セキュリティ対策及び安全性等が十分に確保されていること。
 - a 国内に施設があり、自然災害の影響を受けにくい場所に立地していること。
 - b 震度6強の地震が発生しても倒壊しない耐震性能を有し、被災後も利用継続が可能であること。
 - c 耐火対策、落雷対策及び水の被害を防止する措置が施されていること。
 - d 発電設備を備え、停電後も一定の時間稼働できること。
 - e 障害発生時にも当初報告から復旧に至るまでの連絡体制が構築できること。
 - f 施設への立入りは許可された者のみとし、入退室の記録が24時間365日記録されるとともに、当該記録が一定期間保存されること。
 - g 施設内に監視カメラが設置され、施設内を24時間365日監視するとともに、映像記録が一定期間保存されること。

ウ クライアントPC

- (ア) OS:Windows 11以上
- (イ) ブラウザ:Microsoft Edge
- (ウ) ワープロソフト:MS-Word
- (エ) Adobe Acrobat Reader

※バージョンアップ等があった場合は、提供者が適切に対応すること。

6 システム等の仕様

(1) 例規検索システム

ア 例規検索機能

用語、題名、体系、五十音、年月日、種別・番号から例規（未施行のものを含む。）を検索できる機能

イ 施行時点検索機能

指定した年月日時点で制定されている例規（未施行のものを含む。）を閲覧できる機能

ウ 本文表示機能

例規本文、原議本文を表示できる機能

エ ツリー表示機能

例規を階層化して表示する機能。また、それぞれをR T F形式で表示する機能

オ リンク機能

条文中の例規・法令の引用箇所についてリンクアンカーが貼られ、該当箇所を表示できる機能

カ 原議リンク機能

検索した例規の沿革情報から原議の表示ができる機能

キ 本文出力機能

例規全文又は選択した条文をR T F形式でダウンロードできる機能

ク 新旧対照表出力機能

例規本文を新旧対照表形式にてR T F形式でダウンロードできる機能

ケ 出力フォーマット設定機能

例規条文・新旧対照表の出力設定ができる機能

コ 原議情報の設定・検索機能

過去の原議を件名や用語から検索できる機能

サ 全国例規検索機能

インターネット上に公開されている全国の自治体の例規を検索・閲覧できる機能

(2) 例規起案・審査システム

ア 条文編集機能

特別なソフトウェア等を必要とせずに、条文を編集できる機能及びシステム外で作成した文書データを取り込み、システム上で点検する機能

イ 改正文生成機能

条文の編集を行った後、改正文を自動生成し、R T F形式で出力する機能。また、改正文の形式については、当市が指定した形式により生成すること。

ウ 新旧対照表生成機能

条文の編集を行った後、当市が指定した形式により新旧対照表を自動生成する機能

エ 条文点検機能

条文構造、日本語表記、形式事項、引用関係について点検できる機能

(3) 外部公開用データ

体系、五十音から例規を検索し、閲覧できるデータを作成すること。データは、例規内リンク及び例規間リンク並びに様式の印刷・編集が可能なものであること。

(4) 法令検索システム

- ア 現行の法律・政令・省令・告示等を検索・閲覧できること。
- イ 官報掲載法令を検索・閲覧できること。
- ウ 法令本文から関連する法令、通知、判例を表示できること。
- エ 法令本文に「政令で定める」、「大臣が定める」等の委任先又は参照先の規定を注記し、当該委任先等の参照条文を表示できること。

(5) 法令改廃情報提供システム

- ア 法令の制定・改廃等の影響を受ける例規を、改正対象法令名と関連付けた一覧で確認できること。
- イ 制定・改廃のあった法令を引用している例規を表示できること。
- ウ 法令の改廃に影響する例規を特定できること。
- エ 公布法令の概要を確認できること。
- オ 例規の制定改廃に伴うモデル案を確認できること。

(6) 判例検索システム

- ア 判例集に掲載された判例を検索・閲覧できること。
- イ 判例集に記載された判示事項のほか、事案の概要及び判例要旨を表示できること。
- ウ 判例本文から関連する法令を表示できること。

(7) 法制執務支援サービス

ア 法制執務相談

法制執務に関する諸事項に関し日常生じる疑義の照会や相談について対応すること。

イ 先行事例提供

新たな例規を制定する際の参考事例として、他の自治体等にその先行事例等がある場合は、これらを提供すること。

(8) システムの利用範囲

各システムの利用は全庁において可能とし、そのクライアント最低数は、次のとおりとする。

システム名	クライアント数
例規検索システム	全庁
例規起案・審査システム	全庁
法令検索システム	全庁において 5 ID (通知の表示機能については 1 ID)
法令改廃情報提供システム	全庁
判例検索システム	全庁において 2 ID

(9) データ更新

各議会定例会開会直前に当市が指定する範囲の例規について、データ更新を行うこと（年4回以上、最大年12回）。更新の期限は、各定例会開会前とする。

(10) 例規集CD-ROM（ホームページ公開用データ）の提供等

例規データを体系及び五十音から検索できる機能を有したHTMLデータCD-ROMをデータ更新の都度作成し、各定例会開会前に納品すること。なお、その内容を閲覧できるホームページ公開用のURLも併せて提供すること。

7 保守等について

- (1) 機器の修理等が必要になった場合、迅速に障害対応をすること。
- (2) 夜間バッチ処理による前夜時点でのバックアップデータの保管管理や、障害発生に備えた機器の冗長化対策など、データの復旧に対し万全の体制を整えること。
- (3) ウィルスチェックソフトの導入により、既知のウィルスを検知して隔離、削除などの措置を行うこと。
- (4) システムに関する問合せに対して、電話、FAX及びメールにより迅速かつ適切に対応できる体制を整備すること。
- (5) システムの基本的な機能のバージョンアップについては、原則無償で提供する。協議事項がある場合は、当市と提供者にて協議し、決定する。

8 研修

- (1) 当市からの求めに応じ、職員を対象にした操作研修会を年に1回以上当市の会議室等において実施すること。
- (2) システムに関する操作説明書又は操作説明動画を納品すること。

9 提供方法

データセンターに専用サーバを設置し、セットアップするものとする。

10 稼働時期

令和8年4月1日に稼働すること（当該日前に準備を完了すること。）。

11 追録作成

(1) 内容

6の(9)のデータ更新に伴う武藏村山市例規集の追録（表題、目次、件名及び本文全文）の作製及び当該追録の加除整理に係る事務を行うものとする。

(2) 追録作製範囲及び納期限

6 の(9)と同様の範囲及び期限とする。

(3) 内容現在日

当市と提供者で協議の上、内容現在日を決定するものとする。

(4) 印刷の仕様

印刷の仕様については、次のとおりとする。

ア 規 格 日本産業規格A列5番

イ 数 量 35部

ウ 紙 種 上質紙

エ 紙 厚 35kg

オ 刷 色 黒両面刷

カ 穴あけ 2穴

キ と じ 左とじ

ク 仕上げ バラ

1 2 納品物（成果品）

予定する成果品は、上記の仕様に合致するシステム及びこれに付随する資料等を当市が指定する期日までに納品することとし、成果品の内容の詳細については、別途協議の上で決定するものとする。

1 3 環境により良い自動車の利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

(1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

1 4 その他

(1) 契約条件

ア 本業務の契約履行に当たっては、武蔵村山市情報セキュリティポリシーを遵守すること。

(2) 秘密保持

ア 本事業の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約期間終了後、又は解除後も同様とする。

イ 本事業の遂行の過程で得た記録等を含む成果品を当市の許可無く第三者に閲覧し、複製し、貸与し、又は譲渡してはならない。

ウ 本事業の遂行のために当市が提供した資料及びデータ等は、本事業以外の用途に用いないこととし、これらの資料及びデータ等は、契約終了までに当市に返却すること。

(3) 権利の帰属

ア 提出された書類は返却しない。

イ 提出された書類は、提供者の承諾を得ずに本業務の実施に必要な範囲で無償により利用及び複製をすることができるものとする。

(4) その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、当市と提供者で協議の上、決定するものとする。

1 5 問合せ先

〒208-8501

東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1

武蔵村山市 総務部 文書法制課文書係 友塚・熊谷

電話：042-565-1111（内線382・383）

FAX：042-563-0793